

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

令和8年 10月 / 日

川越地区消防組合管理者

森田 初恵

川越地区消防組合条例第 6 号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例（昭和４８年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「１，０８０円」を「１，４４０円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例第５条第３項の規定は、令和８年４月１日から適用する。